

現在、激動する内外の情勢の中にあつてわが国の外交的、経済的、防衛的に果たすべき役割りは非常に大きいものがあります。とりわけ自由主義陣営の一員として経済大国日本の一挙手一投足が、自由主義国家の動向に大きな影響を与えております。そのような中において、わが国の高度な科学技術、あるいは国を守るために私たちの払つております税金で形成されております自衛隊等の防衛機密などが、外国のスパイにぬらい打ちとなつていゝといふことではございます。そのような事態に対して、わが国は何の手の打ちようもないといふ事態でございます。それゆゑに将来日本が自由で安全であり、国民がその生活を保障されるよう、また自衛体制も一時も早く確立され、また法的にも完全に防備しておかなければならないと思ひます。

世界の常識とさえ言われるスパイ防止法というものがございしますが、現在制定されていない国は非常に少ない。先進国においても非常に少ないといふ実態なのでございます。

私たちは再び戦争を起してはいけません。しかし、もし日本の国に対して万が

一攻撃手してくるものがあつたら、それに対抗して民族の保全を果たさなければならぬと思ひます。それが自衛隊の存在理由だと思ひます。(ただから横田基地なんかなくしてよ。)と傍聴人中呼ぶ者あり。私たちの機密と国家の機密を外国に漏らすことは日本人として許しがたいものであります。宮永事件がなければ私どもはそれについて全く無智だと思ひます。一度起したことは二度と起してはなりません。知る権利があるとともに、国にとって重要なことを外に知らせてはならぬといふ権利を行使するといふ必要があるのではないかと思ひます。

この意見書にある防止法案は、過去にあった戦争を思い起す軍事保護法とは違つて、本当に日本の国を守るための最低の、日本に住む人のために必要な法案になるであらうことを私は確信しております。二度と戦争を起してはならぬのであり、しかしながら、私どもの住むこの国を、より安全にするために本案は私どもに必要であると考え賛成討論いたします。

(傍聴人中拍手する者あり)

○議長(末次性男君) 拍手等賛否を表現する行為は禁止されておりますので、

拍手等を禁止いたします。静粛に願います。

次に十一番原 敏子君。

(十一番原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) スパイ防止法制定促進に関する意見書について反対討論を行います。

スパイ防止法案の立法化は、自民党が今後その全面的展開を図ろうと構想している戦時立法体制をてことする反動化、軍国主義化の支柱を確立しようとするものであります。それへの突破口をつくり上げようとするものであります。

同時に、防衛軍事機密の保護なる名目のもとに、言論、表現、報道の自由等が無残にも剝奪されていった戦前の歴史に明らかなく、それが何よりも基本的人権と言論、表現の自由を根幹とする現行憲法とその実施化をめぐる闘い、運動の所産としての戦後民主主義のあらうさまな否定で、それへの真正面からの攻撃であり、憲法と民主主義の根本に係わる重大な問題であります。

このような現行憲法の根幹に抵触するスパイ防止法を立法化しようとする発想自体、憲法否定の思想によらない限り成立することは不可能であります。

スパイ防止法案の要綱に示されたものの基本的な問題点を挙げてみるだけでも、それがスパイ防止のための法律とはおよそ似て否なるものであり、国民全体にとりとりわけ基本的人権と民主主義の根幹である言論の自由にとっても深刻な状況をもたらさずにはおかない言論弾圧法そのものであるという姿が浮き上がります。

それは、スパイ防止法をうたい文句に国民全体をスパイ視し、重罰をもって威嚇する恐るべき内容を持った、国民敵視の戦後最大の悪法であります。以上述べてきましたことから明らかなように、スパイ防止法と現行の憲法とは全く両立することができないものであります。しかも情報の公開を求める国民の声の高まりに逆行するばかりが、憲法と民主主義を根底から脅かすものです。しかも、今議会でも審議が十分尽くされないまま採択をしようとするきわめて不適当なものです。

このようなスパイ防止法に対して促進をしようとするこの意見書に対し、市民の多くの声を無視したこの審議のあり方に対し断固反対いたします。私の反対討論といたします。（傍聴人中拍手する者あり）

○議長（末次性男君）拍手は禁止されております。静粛に願います。

次に十七番田村市郎君。

（十七番田村市郎君登壇）

○十七番（田村市郎君）私は本意見書提出に際しての賛成者の一人であります。

日本の平和と安全を守るためにこの法律の制定されることが必要と痛感するものであります。最近の例で、一昨年の一月に起きた自衛隊幹部の一人の一大スパイ事件がありました。当の宮永はすでに釈放されております。聞くところによりますと、宮永は懲役一年という他国に比して軽犯罪的な刑でありました。また宮永と共謀したソ連人のゴズロフ氏は何の手だてもできないうちに本国に帰国したことは周知のとおりであります。

この一例を見ておりまして、日本が国家の重要な機密を保護しよう

とも、また外国に漏洩している事実がありまして、法の制定がない限り取り締まることができず、誠に残念であります。

このような感じを私は常に持つ一人であり、特に外国人スパイに対しても何の防衛手段を持たないことが、独立国家の国民としてははなはだ寒いものを感じずるものであります。

また先進国でありますアメリカ、イギリス、フランス等、並びに衛星中立国であるスイスにおいても、また共産圏のソ連、中国等の国々においても、自国の自立と繁栄に寄与するために、このスパイ防止法的な法律が制定されていることも周知のとおりであります。国家の安全を堅持いたしてある状態下でありますので、わが国におき、今日までスパイ防止法が

制定されていないということはまことにおかしいこととあります。

自由と民主主義の体制を守る上で当然必要なものと考えるものであり、本意見書に賛成であり、賢明なる議員諸氏の御賛同を得まして、

私の賛成討論といたします。（傍聴人中拍手する者あり）

○議長（末次性男君）静粛に願います。

次に十番 遠藤洋一君。

(十番 遠藤洋一君登壇)

○十番(遠藤洋一君) ただいまの議案に対する反対討論を行いたいと思ひます。

議案審議が途中で打ち切られたことをまず一番最初に残念に思うことを表明いたします。

特に、その動議提出者が、実は騒音で最も悩んでいる福東地域の選出議員であられたことも大変に残念に思います。(笑い声)

○議長(末次性男君) 静粛に願います。

○十番(遠藤洋一君) (続) 本来ならば日米安全保障条約によって福東の地域は大変な騒音のもとに、私たちのこの国がまた再び太平洋やアジア、そして隣の国へ侵略をするその一里塚としての日米安保条約のために、多くの市民は苦しんでおります。

そうした中で、再び戦争への道を許すような形でのスパイ防止法を手がかりとした新たな憲法改悪への道を私たちは許すことはでき

ません。そのことは何よりもここにあられる私よりも年配の方々が一番よく御存じの道ではないでしょうか。

一九三〇年から始まったファシズムへの道は、そして戦争への道は、いまや九七〇年から始まったこの再びの戦争への道の中の真ただ中にいまいることを、私より年の多い議員の皆さん方は肝に銘じておられるではありませんか。その暗黒の一九三〇年、一九四〇年代を過ごしてきた皆さんが、ここでまた当時の「機密防衛法」にも等しいような「スパイ防止法」について、内容のいかんはともかくとして、これを政府に対してお願いをするんだという態度をここでとるならば、私たちあとに続く若い者は、一体先輩諸氏が歩んだ戦争の道を再び反省する中で、われわれがどこへ進むか考えることができなくなってしまうではありませんか。

スパイ防止法、そこからつながる憲法改悪への道、靖国神社の国家護持、このような形でわれわれが再び一九三〇年の道を歩むならば、また再び安保条約によって騒音に苦しめられている市民が、また再び戦争への道を歩むならば、そのことを私たちは許してはならないし、私たち

ち地方議会がいましなければいけない仕事は、スパイ防止法について国にお願いすることではなくて、一人ひとりの市民の上にかかっているこの騒音や、一人ひとりの市民の上にかかっている重い税金に対して何をなすべきかを考えることではないでしょうか。

そうした日々の私たちの生活の中から出てきたところ、初めて私たち一個の小さなまちの地方議員としての職責を全うし、そしてさらに、このまちにある大きな基地については、基地がなくてもいいような福生市をつくらう、基地がなくてもいいような福生市をつくらう、そして核などはいらない、私たちの基地のないまちをどう考えようかという（「基地がなければ平和は守れない」と呼ぶ者あり）そんなことはない。そこから始まるようなことに進まなければいけないではありませんか。

基地があるから国に弓を引くことはできないと言い放つ先輩諸氏も多いことです。しかしながらソマ必要なことは、基地があつて、そのことでまちが保つないということならば、一体騒音地帯の人ほどここで救われますか。そう思えば、ますます私は戦争への一里塚のスパイ防止法に対して、

騒音に最も苦しみ、そしてさらに国に対して裁判を行い続けて、「静かな夜を返せ」と訴え続けてきた人が動議を出したということに深く悲しみを感じますし、同時に先輩諸氏が、また再び戦争への道を歩まなければならない、このスパイ防止法だけは、ぜひ私は、皆さんが反対の意見をもつ次の採決の折には反対の立場に立つてくださるよう強くお願いをします。

いま憲法改悪への道に何かつまづまな基本法が改正されるようになっていきます。農業基本法や最後は学校教育基本法に至るまでの多くの改正の中で、日本は再び改憲への道、そして戦争への道を歩もうとしております。そのことを一人でも多くの、私たちのような一人ひとりの地方議員が、たとえ小さな力でもそれを阻止することが、初めて前へ進むことではないでしょうか。そうしたときに、内容はともかくとして、私の論議の中でも大変に不十分な論議と私は思っております。同時に打ち切りまでされました。大変な暴挙です。しかしながら三回の質問の中に出てきた答えというのは、全く結論的にはスパイ防止法の内容はわからないと

いうことです。わからないことを地方議員の私たちが国に向かって叫んでも、それは余り意味のあることではないでしょう。

私は、多くの良識を持つ、ぜひ、議員の皆さんには、このスパイ防止法制定に対しては反対の立場に立つよう強く訴えまして、私の反対討論いたします。（傍聴人中拍手する者あり）

○議長（末次性男君） 次に十二番 松山 清君。

○二十二番（貫井喜代次君） ちよと待った。議長、緊急動議（傍聴人中発言する者多し、議場騒然）

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後十時三十分 休憩

午後十一時四十三分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よってこの際、会期の延長を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

追加日程第十五会期の延長を議題といたします。

○議長（末次性男君） 議事の都合により会期を三月三十日まで四日間延長したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって会期は三月三十日までの四日間延長することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）お諮りいたします。
本日はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって本日はこの程度にとどめ延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は二十七日午前零時五分から開きますので、御了承願います。

本日はこれをもって延会いたします。

午後十一時四十五分 延会

（写）福総庶発第三千五十六号

昭和五十七年三月二十三日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

追加議案の送付について

昭和五十七年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第三十二号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第八号）
- 二 議案第三十三号 西住宅地区周辺排水路（シールド部その三）工事請負契約

⑦ 福総庶発第三千十五号

昭和五十七年三月十六日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

議案の訂正について

昭和五十七年第一回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第二十三号 昭和五十七年度福生市一般会計予算

訂 正 箇 所	端	正
106頁(款)4衛生費 (項)1保健衛生費		

(目) 1 保健衛生総務費				
特定財源 国(都)支出金の欄中				378
同頁同(款)同(項)同(目)				
一般財源の欄中	30,376	29,998		
108頁同(款)同(項)				
(目) 2 予防費	5,402	5,024		
特定財源 国(都)支出金の欄中				
同頁同(款)同(項)同(目)				
一般財源の欄中	16,464	16,842		

請願書の取り下げ願について

昭和五十七年三月二日付で提出いたしました「宅地開発等に伴う公園緑地施設用地費負担及び教育施設費負担の免除に関する請願書」は、都合により取り下げいたしますので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

昭和五十七年三月十八日

請願者

東京都福生市本町十八番地

福生市商工会

会長 山下 光一 印

福生市議会議長

末次 性男 殿

陳情第二号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書